

岡崎市民会館 料金表

※令和8年4月1日以降に納付する場合の料金表

区 分			金 額（円）							
			午前	午後	夜間	全日	延 長 時 間			
			9:00 12:00	13:00 17:00	18:00 21:30	9:00 21:30	8:30 9:00	12:00 13:00	17:00 18:00	21:30 22:30
ホ ー ル	舞台練習及び催物準備のため利用する場合	平 日	8,770	16,250	19,440	35,560	2,850		4,610	5,880
		土日祝	11,780	19,440	22,150	42,690	3,490		5,880	6,680
	その他の場合	平 日	29,330	52,930	64,740	117,600	8,770		15,950	19,440
		土日祝	38,280	64,740	73,510	141,220	11,780		19,440	22,150
楽 屋	A シャワー室トイレ	3人	790	1,100	1,590	2,780	300		390	460
	B シャワー室トイレ	3人	790	1,100	1,590	2,780	300		390	460
	C	6人	630	870	1,270	2,210	230		300	360
	D	7人	790	1,100	1,590	2,780	300		390	460
	E	14人	1,420	1,590	2,210	4,170	390		460	620
	ラウンジ		1,420	1,590	2,210	4,170	390		460	620
甲 山 会 館	舞台練習及び催物準備のため利用する場合	平 日	3,330	6,040	7,320	13,350	940		1,890	2,050
		土日祝	4,290	7,320	8,120	15,780	1,260		2,210	2,390
	その他の場合	平 日	10,990	19,600	23,920	43,600	3,330		5,880	6,840
		土日祝	14,180	23,920	27,110	52,160	4,290		7,170	7,800
	甲山会館控室		1,740	2,210	2,850	5,440	620		790	940
リ ハ ー サ ル 室	1号室	120人	6,040	6,680	7,320	16,030	1,740		1,890	2,050
	2号室	72人	4,130	4,780	5,400	11,440	1,420		1,590	1,740
	3号室	36人	2,160	2,870	3,230	6,600	660		760	880
	4号室	24人	1,890	2,530	2,850	5,810	460		620	790
	5号室	24人	1,890	2,530	2,850	5,810	460		620	790
	楽屋	18人	790	1,100	1,590	2,780	300		390	460
会 議 室	101号室	60人	3,320	3,840	4,170	9,060	1,070		1,170	1,270
	201号室	126人	4,930	5,720	6,200	13,480	1,590		1,740	1,890
	202号室	28人	1,890	2,690	3,190	6,210	460		790	1,100
	203号室	16人	1,420	1,890	2,690	4,800	390		460	790
	204号室	16人	1,420	1,890	2,690	4,800	390		460	790
	205号室	28人	1,890	2,690	3,190	6,210	460		790	1,100
備 品	電源（1kW）		150	150	150	－	－		－	－
	プロジェクター（1台）		1,650	1,650	1,650	－	－		－	－
	ピアノ（1台）		2,470	2,470	2,470	－	－		－	－
	マイク（1本）		500	500	500	－	－		－	－
	録音再生装置（1台）		500	500	500	－	－		－	－
	拡声装置（1式）		500	500	500	－	－		－	－

ホール及び甲山会館の備品は、附属設備使用料一覧（別紙）を参照ください。

※1人1回の入場について、入場料金（入場料に類するものを含む）が3,000円以上を徴収する場合、基本使用料の1.5倍の額をいただきます。
※市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、基本使用料の1.5倍の額をいただきます。
※上記2つの条件を同時に満たす利用の場合は、基本使用料の3倍の額をいただきます。
※この表中の「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
※「21:30～22:30」を利用する場合は、施設管理者と協議が必要です。